

年1月13日（木）から平成23年1月26日（水）まで次の場所において縦覧に供します。

上田市大手1-4-32

長野県上田高等学校

電話 0268 (22) 0002

8 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年1月26日（水）午前10時

イ 場所 長野県上田高等学校 会議室

(3) 郵便入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる資格を有することを証する書類に経営事項審査結果通知書を添付して、平成23年1月21日（金）午後5時までに上記7の場所に提示し、確認を受けてください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務要領（平成13年5月8日13監技第47号）第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

9 その他

詳細は、入札心得によります。

高校教育課

正

誤

平成22年12月16日付け長野県告示第726号「土地改良事業等補助金交付要綱の一部改正」中

ページ 行（箇所）

22 表中

誤	農山漁村地域整備交付金（効果促進事業）	農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業	同 上	10分の5以内	同 上
---	---------------------	--	-----	---------	-----

正	農山漁村地域整備交付金（効果促進事業）	農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業	同 上	10分の5以内	
---	---------------------	--	-----	---------	--

農地整備課